

# IoT Simple Analytics

## サービス利用規約

(コンサルティングフェーズ)

株式会社セゾン情報システムズ  
HULFT 事業部

第 1 版  
2018 年 1 月 1 日

## 目次

目次.....	2
<b>1. はじめに.....</b>	<b>3</b>
1.1. 本書の位置づけ .....	3
<b>2. サービスの概要.....</b>	<b>3</b>
2.1. IoT 簡易分析サービス IoT Simple Analytics .....	3
<b>3. IoT Simple Analytics コンサルティングサービス利用規約 .....</b>	<b>4</b>
総則.....	4
1 条（申込み） .....	4
2 条（サービス期間） .....	4
3 条（最低利用期間） .....	4
4 条（利用の成立及び更新） .....	5
5 条（契約者の氏名等の変更及び地位の承継） .....	5
6 条（料金支払い） .....	5
7 条（制限および禁止事項） .....	6
8 条（仕様変更） .....	6
9 条（知的財産権） .....	6
10 条（提供の停止） .....	6
11 条（提供の中断） .....	7
12 条（サービスの廃止） .....	7
13 条（契約者が行う解約） .....	7
14 条（当社が行う解約） .....	7
15 条（責任の制限） .....	7
16 条（約款の変更） .....	8
17 条（情報等の送付） .....	8
18 条（準拠法および雑則） .....	8
19 条（発行期日） .....	8

## 1. はじめに

### 1.1. 本書の位置づけ

この IoT Simple Analytics サービス利用規約（以下「本書」といいます。）は、当社が提供する IoT Simple Analytics サービスの内容について記述したものです。

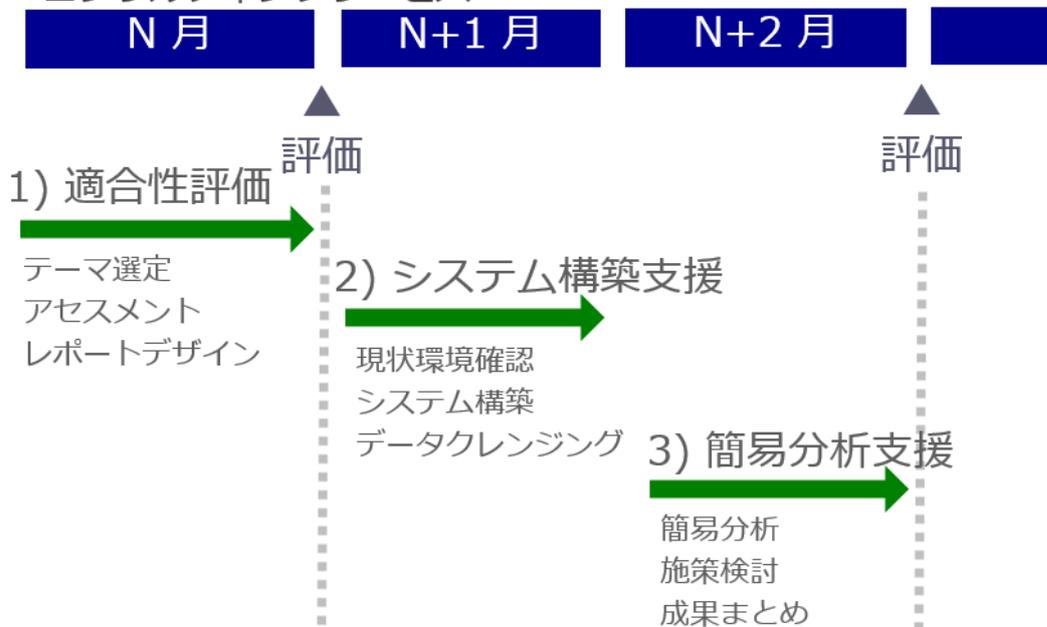
## 2. サービスの概要

### 2.1. IoT 簡易分析サービス IoT Simple Analytics

- ① システム系サービス
  - IoT 基盤の提供
  
- ② コンサルティング系サービス
  - 1. 適合性評価
  - 2. システム構築支援
  - 3. 簡易分析支援

### サービス概要

コンサルティングサービス



### 3. IoT Simple Analytics コンサルティングサービス利用規約

#### 総則

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は 日本電産株式会社が開発、株式会社セゾン情報システムズが販売した IoT Simple Analytics コンサルティングサービス（以下、「本サービス」といいます）の利用条件を定めるものです。

利用者の皆様（以下、「利用者」といいます）には、本規約に基づいて本サービスをご利用頂きます。

#### 1 条（申込み）

本サービスの利用希望者は、本規約の内容を承諾の上、当社が定める利用申込書に必要事項を記入し当社に提出することで、本サービス利用のための申し込みを行うものとします。申込を行い、当社により承認を受けた本サービス利用申込者（以下、「契約者」という）は、申込時に申請した内容の範囲内で、本サービスを利用できるものとします。

契約者は、本サービスを利用する事となる全ての者に対し、本規約の内容を遵守させるものとします。万一本規約に違反する利用がなされた場合、当社は当該契約者の利用資格を取り消すことができるものとします。

#### 2 条（サービス期間）

本サービスのサービス期間は以下のとおりとします。

本サービスは「適合性評価・システム構築支援・簡易分析支援」それぞれ必要なサービスごとにお申込み頂く事とします。

サービス期間は、お客様と当社にて協議して決めるものとします。サービス期間のお打合せは各サービスとも3回を上限とします。本サービスは当社の判断により、お申込み前に提供することがあります。その場合、お客様はお申込み前の本サービス利用における料金の支払義務は発生しませんが、支払以外の事項については、本サービス利用規約の内容に拘束されるものとします。

#### 3 条（最低利用期間）

初回お打ち合わせ後、契約者の都合により契約の解除がなされた場合には、契約者はサービス提供期間が残っていても申込みをした料金を当社に支払うものとします。

また、すでに支払い済みの料金がある場合には、当社は契約者に対して払戻しを行わないものとします。

#### 4 条（利用の成立及び更新）

1. 利用規約は、当社がお客様から当社が指定する方法により本サービスの申込を受領した時点で成立するものとします。  
但し、下記のいずれかに該当する場合、当社は利用申込を承諾しないか、もしくは承諾後であっても、承諾の取消を行うことができるものとします。
  - (1)本サービスの申込者が、当該申込みに係る契約上の債務の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合
  - (2)本サービスの申込者が、本サービス契約の利用申込書に虚偽の事実を記載した場合
  - (3)その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断した場合
2. 2 条で合意した本サービスの利用期間満了以降、再度本サービスを利用したい場合は利用者が再度該当サービスの申込みをする事とします。

#### 5 条（契約者の氏名等の変更及び地位の承継）

1. 契約者は、その氏名、名称、住所または居所に変更があった場合は、変更があった日から 30 日以内に当社規定の書類を当社へ提出し届け出るものとします。
2. 契約者が、合併・分割・営業譲渡等により地位の承継等があった場合、承継等があった日から 30 日以内に当社規定の書類を当社に提出し届け出るものとします。
3. 当社は届出があった場合、その契約者またはその契約者の業務の同一性および継続性が認められないと当社が判断した場合、契約者としての地位の承継を認めない場合があります。

#### 6 条（料金支払い）

1. 契約者は、別表に規定する利用料金を、当社指定の方法により当社あるいは当社指定の金融機関に対して支払うものとします。
2. 費用の請求について  
サービス完了日を含む月の翌月末までに請求書を発行しこれを支払うものとします。
3. 契約者は、料金等の支払いを不法に免れた場合、その免れた額の 3 倍に相当する額を割増金として当社に対して支払うものとします。
4. 契約者は、料金等その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払がなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算した額を延滞利息として当社に支払うものとします。

## 7 条（制限および禁止事項）

契約者は本サービスの利用にあたり、以下の行為を行なってはいけません。

- (1) 第三者に対して、本サービスを利用する権利を許諾したり与えたりすること
- (2) 本サービス利用のための ID 等の複製、頒布、貸与、第三者への送信、リース、担保設定
- (3) 本サービスに関連するドキュメントやプログラムを修正、翻訳、変更、改造、解析、派生サービスの作成、配布行為
- (4) 当社および、第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 法令に違反する行為や犯罪行為、それらを幫助する行為、またはそのおそれのある行為
- (7) 本サービスおよび当社が提供する全てのサービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
- (8) 本サービスおよび当社が提供する全てのサービスの信用・名誉等を毀損する行為、またはそのおそれのある行為
- (9) 本規約の条項に違反する行為
- (10) その他、当社が不適切と判断する行為

## 8 条（仕様変更）

当社は、仕様変更（後継サービスリリース、名称変更、データ仕様変更等を含む。但しこれに限定されない）にともない、本サービスの後継サービスへの移行、名称変更、データ仕様の変更を行うものとします。

当社は、契約者に対し、仕様変更を行う際には当社が適当と判断する方法によりその旨通知をいたしますが、仕様変更作業に関しては契約者に承諾を得ない場合があります。

## 9 条（知的財産権）

本サービスの実施環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号等に関する著作権、知的所有権その他一切の有体・無体の財産権は、株式会社セゾン情報システムズまたは株式会社セゾン情報システムズに対し使用許諾している第三者に帰属するものとし、お客様に譲渡または本規約に定める以上に使用許諾するものではありません。

本サービスからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

## 10 条（提供の停止）

1. 契約者が以下のいずれかに該当する場合、当社は本サービスの提供を停止することができるものとします。
  - (1) 契約者が本サービスの料金の支払いを怠った場合
  - (2) 契約者の申込にあたって、虚偽の事項があったことが判明した場合
  - (3) 契約者が本契約のいずれかの規定に違反した場合
2. 契約者は、サービス停止期間中においても当社に対する当該期間中の料金の支払義務を負うものとします。

## 11 条（提供の中断）

1. 当社は次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止、および緊急停止することがあります。
  - (1) サービスを提供するために必要なサービスシステムのメンテナンス、電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき、またこれらにやむを得ない障害が発生したとき
  - (2) 本サービスシステムに著しい負荷や障害が与えられることによって正常なサービスを提供することが困難であると判断した場合
  - (3) サービスを提供することにより、お客様あるいは第三者が著しい損害を受ける可能性を認知した場合
2. 当社は前項各号の規定によりサービスの提供を停止するときは事前にその旨をお客様に通知します。但し緊急、やむを得ない場合はこの限りではありません

## 12 条（サービスの廃止）

当社は都合により本規約に基づく本サービスの提供の全部を廃止することができるものとします。なお、本サービスの提供の全部を廃止する場合、当社はお客様に対し当該廃止の日より3ヶ月以上前に当社のホームページその他当社が提供する手段によりその旨を通知するものとします。

## 13 条（契約者が行う解約）

契約者が本サービス利用契約の解約を希望する場合は、当社規定の書類に必要事項を記入の上、解約する事ができます。

その場合でもあっても利用料金の支払い義務は、第3条で定義した支払条項に沿うものとします。

## 14 条（当社が行う解約）

1. 当社は、第11条（提供の停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、当該停止期間中にその事由を解消しない場合は、利用契約を解約することができるものとします。
2. 当社は、契約者に次の事由が発生した場合は、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。
  - (1) 破産、特別清算、民事再生、会社更生または会社整理の申立てをなし、または他からその申立てをなされたとき
  - (2) 仮差押、仮処分、競売または滞納処分による差押を受けたとき
  - (3) 小切手の不渡処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき

## 15 条（責任の制限）

- (1) 契約者は、本サービスの利用に関するすべての危険は契約者・利用者のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。
- (2) 当社および本サービスの委託先は本サービスにおける内容および利用者が本サービスを通じて得る情報等についてその完全性、正確性、確実性、有用性などのいかなる保証も行なわないものとします。

- (3)当社および本サービスの委託先は、利用者その他の第三者に対し、本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスをご利用になることにより、または利用しなかったことにより発生した営業価値の損失、業務の停止、コンピューターの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、当社は第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。当社のいかなる口頭または書面による、いかなる情報または助言も新たな保証を行い、またはその他いかなる意味においても本規約の各条項の範囲を拡大するものではありません。
- (4)本規約第 12 条（提供の中断）および第 13 条（契約者が行う解約）により、本サービスの提供が不可能となった場合についても、契約者が既にお支払済みになったサービス料金等については一切払い戻ししないものとします。
- (5)契約者が、本サービスの利用により第三者（他の契約者も含む）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任によりこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- (6)当社は、当社システム内に保管された契約者のデータ等に対して、一切の責任を負いません。

## 16 条（約款の変更）

当社は本規約の条項の内容を変更することができるものとし、本規約の条項の変更後における本サービスの利用料金、その他の提供条件は変更後の規約の条項によるものとします。

また、本規約の条項を変更する場合、当社は契約者に対し、当社のホームページその他当社が提供する手段により当該変更の内容について通知するものとしますが、契約者の認識如何に関わらず、最新の規約が適用されるものとします。

## 17 条（情報等の送付）

当社は、契約者からいただいた連絡先等を、本サービスの提供・管理を行うためや契約者に対し本サービスに関する情報やサポートを提供するために利用いたします。

## 18 条（準拠法および雑則）

本規約は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。

本規約ないし本サービスに関して紛争が生じた場合には、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、東京地方裁判所を管轄とした裁判により最終的に解決されるものとします。

## 19 条（発行期日）

この約款は 2018 年 1 月 1 日より効力を発するものとします。

以上